

令和6年度 第8回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料②

【その他】

(1) 資料配付としたパブリック・コメントについて【区振興課】

ア 第3次浜松市国際戦略プラン(案)《国際課》

イ 浜松市公共施設等総合管理計画(案)《アセットマネジメント推進課》

ウ 第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)

《市民生活課》

エ 第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)《UD・男女共同参画課》

オ 浜松市スポーツ推進ビジョン(第3期浜松市スポーツ推進計画)(案)

《スポーツ振興課》

令和6年11月27日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

第3次浜松市国際戦略プラン(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市国際戦略プラン(案)」とは

浜松市の国際施策展開の指針である「浜松市国際戦略プラン」が計画期間(6年)の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、本市の強みや特長、機会を生かした効果的な施策展開を図ることで、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たすものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)

3. 案の公表先

国際課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	国際課(市役所本館5階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 国際課あて
③電子メール	kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1867(国際課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

企画調整部国際課(TEL 053-457-2359)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市国際戦略プラン（案）
趣旨・目的	浜松市の国際施策展開の指針である「浜松市国際戦略プラン」が計画期間（6年）の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たす。
策定（見直し）に至った背景・経緯	現行プラン策定から6年が経過するなか、国際情勢や国内情勢の変化に的確に対応し、本市が進める国際展開について改めて整理をするなかで、今後に向けた考え方や方向性を示す必要がある。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の強みや特長、機会を生かした効果的な施策展開を図る。 ・現行プランにおける目指す方向性や取組を継承・発展させるため、その掲げた目指す姿を堅持し、引き続き、その実現に向けて、施策推進方針と都市外交方針に基づいた施策を展開する。 ・浜松市総合計画との整合性を図るとともに、分野ごとの個別計画との連携を図る。
案のポイント （見直し事項など）	<p>《計画期間》 2025年度～2029年度【5年間】</p> <p>《目指す姿》</p> <p>◆目指す都市の姿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の特長であるものづくりに代表される産業経済活動や、音楽をはじめとする文化・芸術活動やスポーツ大会が国際的なレベルで活発に行われ、多様な人材が活躍する都市 2 そのような活動の拠点となる都市として世界的な視点から選ばれ、多くの人々にとって魅力ある都市 <p>◆都市の将来像</p> <p>『産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市』</p> <p>《推進方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策推進方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点分野への集中した取組 <ol style="list-style-type: none"> ①「産業・観光」 ②「音楽・スポーツ」 ③「多文化共生」 (2) 多様な連携の強化と活用による推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 民間活力の活性化と官民連携による推進 ② 広域的な自治体間連携による推進 ③ 庁内組織横断的な推進と人材育成 2 都市外交方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築

	<p>(2) 本市の強みや特長を生かした互恵的協力関係の構築 (3) 民間交流を重視した都市外交の推進</p> <p>＜推進施策＞</p> <p>◆強みと特長を生かした戦略的な事業展開</p> <p>➤施策1 都市ブランドの確立と発信</p> <p>(1) 「産業都市」としての潜在力の活用 (2) 「音楽都市」としてのプレゼンス向上 (3) 「多文化共生都市」の創造 (4) 都市の魅力発信と国際貢献</p> <p>➤施策2 交流拡大による地域の活性化</p> <p>(1) 企業のグローバル展開支援 (2) インバウンド・MICE 誘致の推進 (3) スポーツを通じた活力創出 (4) 海外の企業や多様な外国人材の受入れと定着促進</p> <p>◆推進基盤の強化・充実</p> <p>➤施策3 海外諸都市や国際機関等との連携</p> <p>(1) 国際機関等を通じた海外諸都市との連携 (2) 交流都市との連携促進 (3) 駐日外国公館や政府系機関等との連携</p> <p>➤施策4 推進体制と人材育成</p> <p>(1) グローバル人材の育成と活用促進 (2) 発信力の強化と受入態勢の整備 (3) 庁内推進体制の強化と職員の育成</p>
<p>関係法令・ 上位計画など</p>	<p>浜松市総合計画</p>
<p>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</p>	<p>令和5年6月～ 改定案の検討開始 令和6年11月～令和6年12月 改定案の公表・意見募集 令和7年1月 改定案の修正、市の考え方の作成 令和7年2月 意見募集結果及び市の考え方公表 令和7年2月 最終案報告 令和7年4月 施行</p>

第3次浜松市国際戦略プラン素案

背景・趣旨

【背景】

- 外国人材の受入れ拡大
- 為替相場の急激な変動
- 地球温暖化に伴う世界的な気候変動
- 国際秩序の不安定化
- アジア地域の堅調な経済成長 等

【策定趣旨】

本市が進める国際展開について改めて整理し、今後に向けた考え方や方向性を示す

- 本市の強みや特長、好機を生かし、効果的な施策展開
- 海外の成長市場の活力を本市の活性化に積極的に繋ぐ
- 海外諸都市等と共に国際社会へ有益に貢献
- 地球規模の問題解決に向けた国際機関との協力推進

【計画期間】 2025年度～2029年度【5年間】

【目指す姿】

産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市

推進方針

1 施策推進方針

(1) 重点分野への集中した取組

- ① 「産業・観光」
- ② 「音楽・スポーツ」
- ③ 「多文化共生」

(2) 多様な連携の強化と活用による推進

- ① 民間活力の活性化と官民連携による推進
- ② 広域的な自治体間連携による推進
- ③ 庁内組織横断的な推進と人材育成

2 都市外交方針

(1) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築

(2) 本市の強みや特長を生かした互恵的協力関係の構築

(3) 民間交流を重視した都市外交の推進

推進施策

【強みと特長を生かした戦略的な事業展開】

施策1 都市ブランドの確立と発信

- (1) 「産業都市としての潜在力の活用」
 - 産業・ノブレス・都市としての高い潜在力を生かした発信
 - 市場創出支援、新産業の創出支援と既存産業の高度化
 - 農林水産物の世界市場への進出
- (2) 「音楽都市としてのプレゼンス向上」
 - UCCN※1の活用
 - 音楽のあふれるまちづくり
- (3) 「多文化共生都市」の創造
 - IC※2ネットワークの活用
 - 多様性を生かした価値創造型のまちづくりの推進
 - プラザルとのレガシー協定を生かした交流促進
- (4) 都市の魅力発信と国際貢献
 - 産業、食、文化、自然など本市の資源を生かした魅力発信
 - 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - 本市の特長を生かした官民連携による国際貢献

施策2 交流拡大による地域の活性化

- (1) 企業のグローバル展開支援
 - 海外進出支援体制の連携強化
 - 海外販路開拓・輸出拡大支援
 - 製品・サービス等の高付加価値化支援
- (2) インバウンド・MICE誘致の推進
 - 戦略的なインバウンドの推進
 - 国際コンベンション等のMICE誘致の推進
 - マーケティングに基づくデジタルプロモーションの強化
 - 本市の魅力を生かしたテーマ観光の推進
- (3) スポーツを通じた活力創出
 - 誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進
 - ピーチ・マリンスポーツの聖地としての拠点整備
 - 国際大会や海外選手団合宿等の大型スポーツイベントの誘致
- (4) 海外の企業や多様な外国人材の受入れと定着促進
 - 専門的・技術的分野の外国人材の定着促進
 - 海外企業の誘致、外国人起業家の呼び込み
 - 技術や文化交流・研修実施の促進

【推進基盤の強化・充実】

施策3 海外諸都市や国際機関等との連携

- (1) 国際機関等を通じた海外諸都市との連携
 - UCLG※1のネットワークを生かした海外諸都市との関係強化
 - UCCN※2加盟都市との関係強化
 - ICCネットワーク※3参加都市との連携促進
 - ICLEI※4加盟都市との交流・連携
- (2) 交流都市との連携促進
 - 市民主体の国際交流の促進
 - 協定締結都市との関係基盤の活用
 - 広域的な自治体間連携による推進
- (3) 駐日外国公館や政府系機関等との連携
 - 駐日外国公館や国際機関との関係強化
 - CLAIR※5やJET-PRO※6等の政府系機関との連携強化
 - 海外在住者・関係団体との連携促進

施策4 推進体制と人材育成

- (1) グローバル人材の育成と活用促進
 - 国際理解教育や語学教育等を通じたグローバル人材の育成
 - グローバル人材の積極的活用に向けた支援
- (2) 発信力の強化と受入態勢の整備
 - ホームページ等本市の魅力発信ツールの多言語化と充実
 - 海外からの訪問者の受入環境整備
- (3) 庁内推進体制の強化と職員育成
 - 庁内推進体制の強化
 - 国際関係事務を担う職員の育成
 - 海外拠点等本市の国際展開の効果的な推進体制の整備
 - 海外現地情報の収集やマーケティングの強化



※1 ユネスコ創造都市ネットワーク
 ※2 インターカルチュラル・シティ・プログラム
 ※3 都市・自治体連合

※4 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会
 ※5 一般財団法人自治体国際化協会
 ※6 独立行政法人日本貿易振興機構

第3次浜松市国際戦略プラン素案

【計画期間】 2025年度～2029年度

産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市

強みや特長

国際的な産業イノベーション都市

- 日本有数のものづくり産業の集積都市
- 新産業の創出と既存産業技術の高度化

世界の音楽都市

- 音楽分野でアジア初のUCCN加盟都市
- 国際的音楽事業の開催実績

外国人材の活躍可能な環境

- スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」
- 外国人材の就労・定着支援体制

国際協力・貢献

- JICA等と連携した水道技術支援の実績
- フェアトレードタウン

多文化共生のまちづくり

- 多文化共生に先駆的に取り組んできた都市
- アジア初のICC加盟都市

観光資源と観光推進体制

- 本市を圏域に含むDMOとの連携推進
- 湖・海・川・山に囲まれた優れた環境

豊かな自然環境と豊富な食資源

- 全国トップクラスのFSC森林認証取得面積
- SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）

持続可能なまちづくり

- SDGs未来都市
- 豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ地方都市

ブラジル人が最も多く居住するまち

- 在浜松ブラジル総領事館等との連携
- 東京2020オリパラ競技大会レガシー協定

デジタル・スマートシティの推進

- デジタルを活用したまちづくりの推進

社会経済環境の変化

- ◆ アジア地域の堅調な経済成長
- ◆ 国際秩序の不安定化
- ◆ 地球温暖化に伴う世界的な気候変動
- ◆ 世界のDX市場規模拡大
- ◆ 世界的なインフレ加速
- ◆ 日本の総人口13年連続減少
- ◆ 為替相場の急激な変動
- ◆ 労働力不足による多様な外国人材の受け入れ拡大
- ◆ DXがもたらす社会の変化
- ◆ カーボンニュートラル実現へ取組促進

発行：浜松市企画調整部国際課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
TEL 053-457-2359 E-mail kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市公共施設等総合管理計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市公共施設等総合管理計画(案)」とは

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分等に関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として策定する計画です。

現行計画が令和6年度に終期を迎えることから、新たに第2期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)

3. 案の公表先

アセットマネジメント推進課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	アセットマネジメント推進課(市役所北館4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 アセットマネジメント推進課あて
③電子メール	asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-0119(アセットマネジメント推進課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

財務部アセットマネジメント推進課(TEL 053-457-2533)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市公共施設等総合管理計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するために、市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分等に関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に策定した現行計画が令和 6 年度に終期を迎えることから、新たに第 2 期計画を策定します。 建設物価が急激に上昇したことで将来の改修・更新経費の見込みが過少となり、実績値が計画値を大幅に上回る結果となったことから、計画の内容及び目標値の再検討が必要です。 現行計画策定時から 10 年近く経過し、保有施設の状態やニーズの変化、脱炭素社会、DX 化の推進等への対応を踏まえた内容に更新が必要です。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえた構成とします。 基本方針は、社会情勢の変化や他方針・計画との整合性を図り、項目の追加及び再構成を行いました。 将来改修更新経費の試算方法を見直し、投資充足率の目標は現状値（令和 26 年度で 100%）を採用しました。
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> 【基本理念】「知る・変える・活かす」で支える資産経営 【基本方針】 3 つの基本指針と 5 つの着眼点 3 つの基本指針 (1) 公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正 (2) 安全・安心な公共施設の提供 (3) 公共施設の最大限の有効活用 5 つの着眼点 ① データ一元化による維持管理コストの最適化 ② 民間活力の積極的な活用 ③ まちづくりとの連携及び近隣市町との連携 ④ 脱炭素化の推進 ⑤ 実効ある進捗管理 投資充足率 100% に向け、基本方針の考え方にに基づき、第 5 ～ 7 章に記載する具体的な取り組みを推進します。
関係法令・ 上位計画など	（上位計画） ・ 浜松市総合計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和 6 年 11 月 20 日～12 月 20 日 案の公表・意見募集 令和 7 年 2 月 予定 募集結果及び市の考え方公表 令和 7 年 4 月 計画期間の開始

浜松市公共施設等総合管理計画 概要版（案）

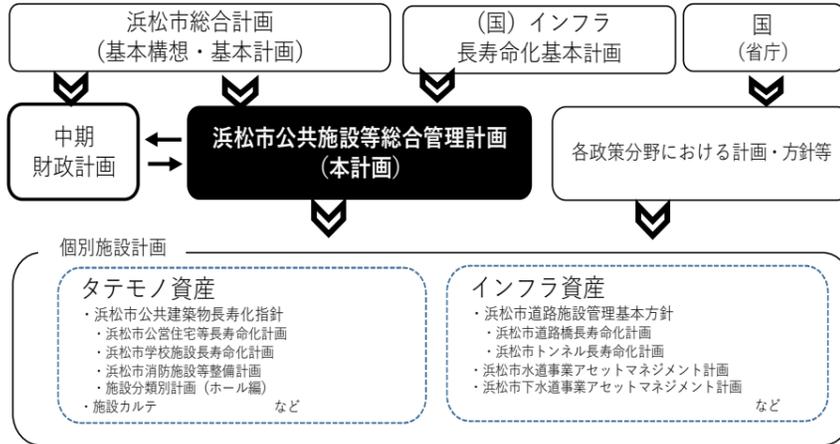
<基本方針編>

第1章 基本的事項

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として「浜松市公共施設等総合管理計画」を定める。

【計画の位置付け】

浜松市の最上位計画である「総合計画」を支える個別計画として定めるもの。



【対象とする資産】

土地を含むすべての資産

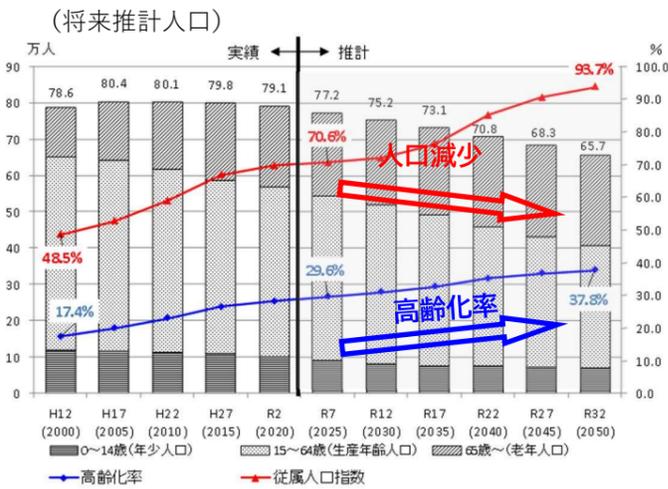
公共施設等	タテモノ資産	庁舎等、職員住宅等、集会施設、文化・観光施設、スポーツ施設、図書館、住宅施設、小中学校・高等学校 等
	インフラ資産	道路、橋りょう、ポンプ、排水機場、上水道、下水道、公園、河川 等
	土地	

【計画期間】 令和7年度から令和16年度の10年間

第2章 本市の概況(人口・財政状況・資産)

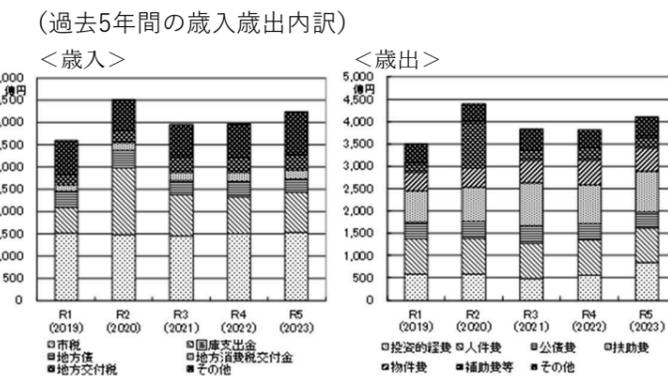
1. 人口

- 本市人口は、2008年をピークとして減少局面
- 2050年には約65.7万人となると推計
- 従属人口指数は93.7%となり、生産年齢人口への依存度が高まる



2. 財政状況

- 政令指定都市移行後、行財政改革への取組みにより、財政指標は全般的には改善傾向
- 政令指定都市などとの比較ではストック指標、フロー指標ともに良好
- 人口減少・少子高齢化のさらなる進行により、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、扶助費の増加が見込まれるとともに、老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大への対策が課題



3. 資産

- 本市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増

【タテモノ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い1970、80年代の20年間で約133万㎡、全体の約51%を建設
- 今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念

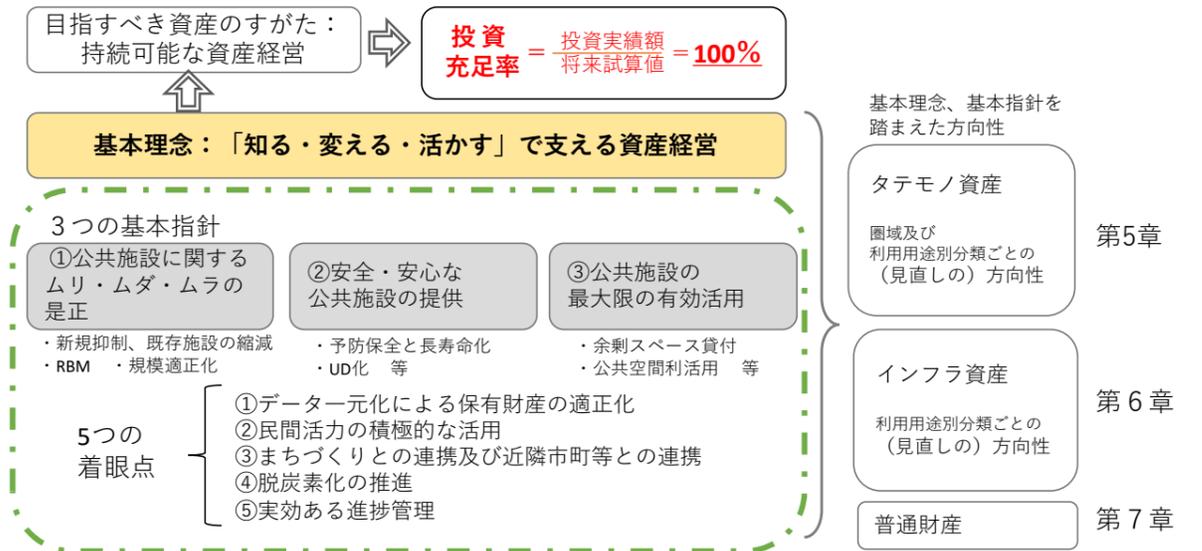
【インフラ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い整備が進められた道路・橋りょう、平成以降に古い管の更新や整備が進んだ上下水道管といった特徴
- 老朽化への対応、計画的な維持管理・改修による長寿命化、耐震化などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題

・タテモノ資産やインフラ資産の改修・更新経費は今後50年で4兆7,780億円と想定（年平均956億円）（長寿命化前）

第3章 資産経営の基本的な考え方

「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要。



第4章 本計画の目標指標

2044年度（令和26年度）の投資充足率100%に向けて、資産経営の取組みを進める

タテモノ資産の投資充足率 90%（2034年時点の目標）

	策定時（2024）	R16（2034）	R26（2044）
タテモノ資産投資充足率目標	62.5%	90%	100%

インフラ資産の投資充足率 95%（2034年時点の目標）

	策定時（2024）	R16（2034）	R26（2044）
インフラ資産投資充足率目標	87.4%	95%	100%

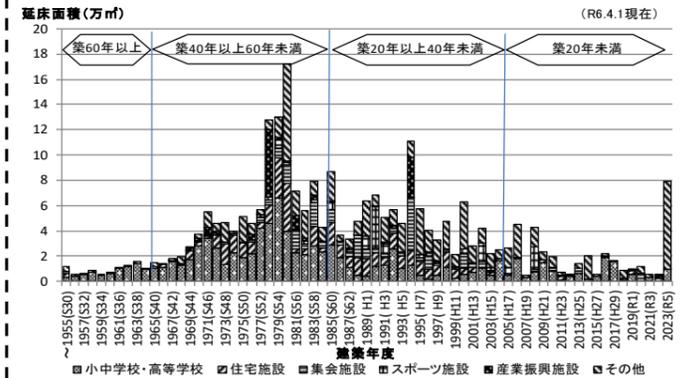
現投資と同様の投資を続けた場合でも、大幅な延床面積の縮減が必要

道路・橋りょうなどでは新規事業の進捗状況を見据えながら、改修・更新を検討することや、上下水道事業などは、老朽化した管を更新する際には適正な規模へ縮小することなどが必要

公有財産台帳面積 (R6.3.31時点)

区分	土地	建物
行政財産	1,406万㎡ (62%)	246万㎡ (95%)
普通財産	877万㎡ (38%)	14万㎡ (5%)
合計	2,283万㎡ (100%)	260万㎡ (100%)

(タテモノ資産) 総合管理対象施設



第5章 タテモノ資産に関する具体的な取り組み

【タテモノ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正	・延床面積縮減（新設の抑制・既存施設の縮減） ・維持管理コストの最適化
②安全・安心な公共施設の提供	・予防保全と長寿命化 ・ユニバーサルデザインに配慮 ・雨水対策に沿った施設整備
③公共施設の最大限の有効活用	・余剰部分の活用 ・公共空間の利活用

〈見直しの考え方〉 2つの視点で検討

- ・タテモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質
- ・行政サービスを楽しんでいる利用者の圏域など利用者圏域（広域、市域、地域、中山間地域等）
- （①廃止 ②民間移管 ③管理主体変更 ④非保有 ⑤統廃合⑥複合化⑦広域化）

統廃合・複合化の推進

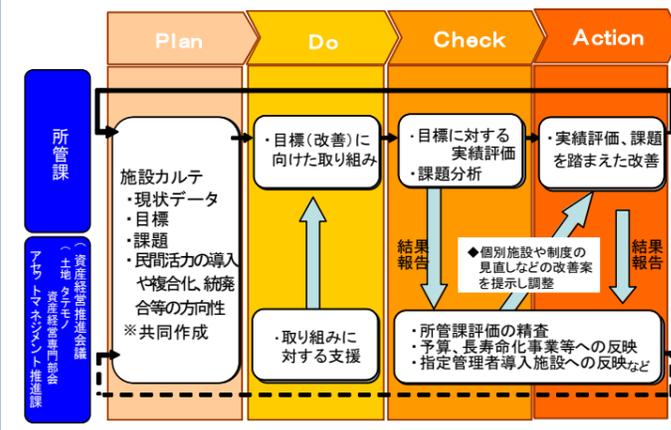
各施設分類毎の個別施設計画と毎年度作成する施設カルテの資産情報より、多面的な検討を行ったうえで今後の方向性を決定します。関係課と円滑に検討を行うために統廃合・複合化推進検討会議を活用します。

〈今後の方向性〉

- ・施設の利用用途分類（23分類）ごとに整理（例：①庁舎等②職員住宅等③集会施設④文化・観光施設⑤スポーツ施設⑥図書館など）
- ・行政サービスや活動拠点の確保と、タテモノ資産総量縮減を意識した施設の統廃合、複合化や民間移管などの推進

【マネジメントの手法】

すべてのタテモノ資産について、現状データ及び見直しの考え方をまとめた「施設カルテ」を作成関係課で共有し、毎年度のPDCAサイクルを実行



第6章 インフラ資産に関する具体的な取り組み

【インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正	・RBMの考え方による維持管理 ・規模適正化
②安全・安心な公共施設の提供	・予防保全と長寿命化 ・メンテナンスサイクル ・雨水対策
③公共施設の最大限の有効活用	・公共空間の利活用 ・ネーミングライツ

〈見直しの考え方〉

- ・インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討
- （①廃止 ②民間委託③分散処理 ④間引き ⑤RBM）

RBM（リスクベースメンテナンス）

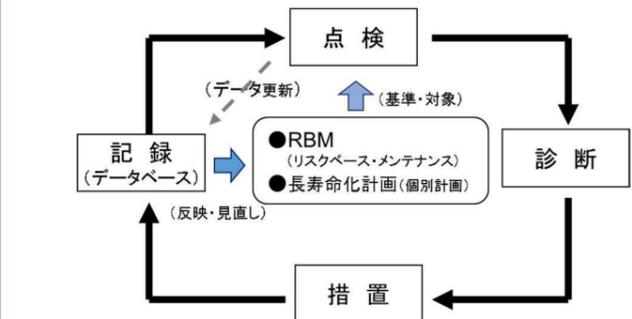
破損や事故の起きやすさ、市民生活へ影響を及ぼす影響の大きさ、改修・更新経費の規模などのリスクを基準に、各インフラ資産を分類し、維持管理、改修・更新を実施する手法。

〈今後の方向性〉

- ・資産の利用用途別4分類ごとに整理（①道路・橋りょう ②ポンプ・排水機場 ③上水道 ④下水道）

【マネジメントの手法】

RBMを踏まえた長寿命化計画などを基本に、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を実行

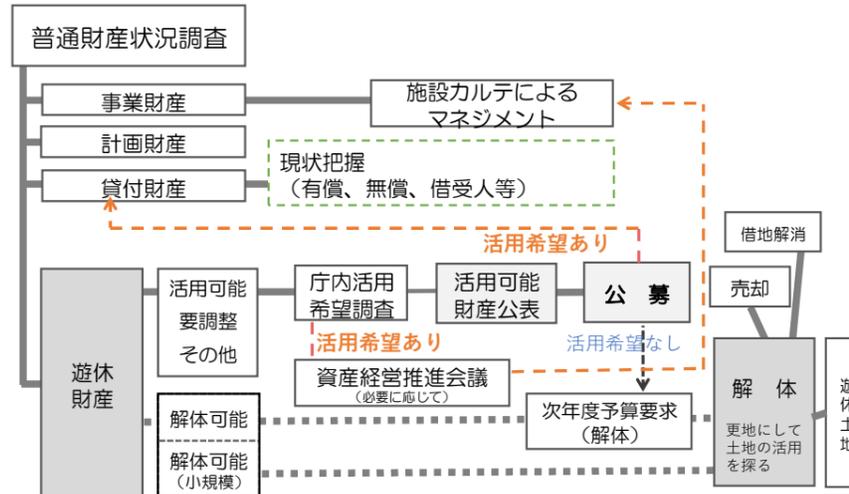


第7章 普通財産に関する具体的な取り組み

遊休財産の有効活用を図るため、利用実態や管理実態により普通財産を「事業財産」「計画財産」「貸付財産」「遊休財産」に区分。活用手法から今後の見通しまでを一元的に把握し、市有財産としての活用や適正管理、資産活用に取り組む。

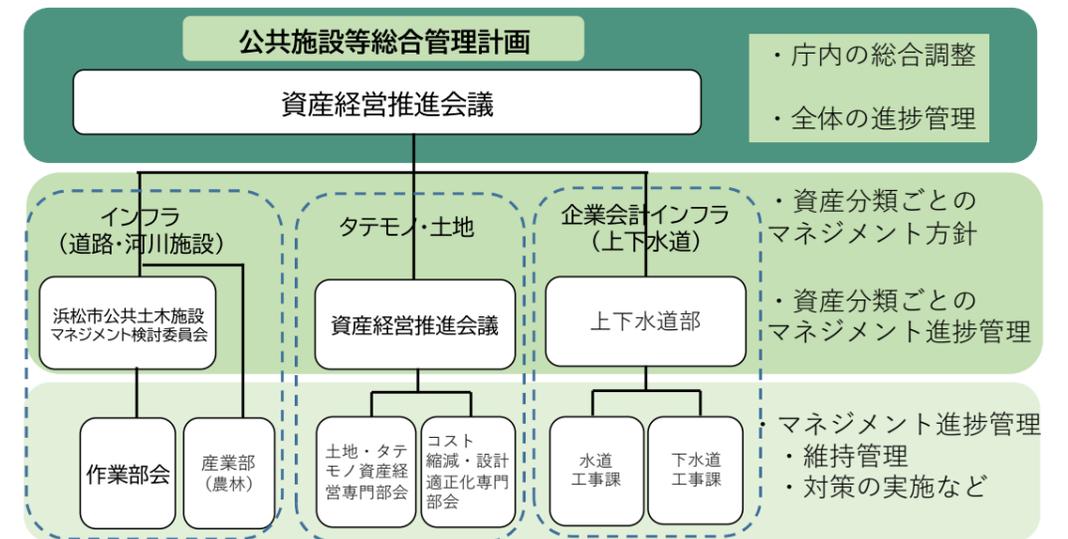
【遊休財産の区分】

区分	説明
活用可能財産	特段の調整を要せず処分または貸付が可能な財産
要調整財産	活用するために、地域や周辺土地所有者などとの調整が必要な財産
活用限定財産	活用が限定される財産（法面、山林等）
その他	現地や公図が不明な財産
解体可能財産	解体可能な財産



第8章 全庁的な推進体制

○計画の推進体制



○市民、議会への情報提供

- ・資産や財政の状況、今後の見通しに関する情報を共有するため決算報告時に「資産のすがた」による情報提供に努める
- ・施設の統廃合、複合化等の既存施設の見直しの際には、施設利用者や地元住民の方の理解が必要であることから、適宜意見交換や説明会等を通して見直す
- ・議会へは適切な段階に説明

○計画の進捗管理

- ・本計画の実行性を確保するため、継続的に取り組みを実施し毎年度投資充足率目標に対する実績により目標達成状況を評価
- ・社会情勢の変化や施設の見直し状況等を踏まえ、中間年である5年を目途に計画の見直しを実施

第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画(案)」とは

浜松市では、平成22年度に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、『犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とし、防犯に関する様々な取組みを行ってきました。今回の計画では、本市における近年の犯罪情勢や地域の状況を踏まえ、新たに令和7年度から令和16年度までの10年間の計画期間とする「第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)

3. 案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	市民生活課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 市民生活課あて
③電子メール	shimink@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-452-0291(市民生活課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部市民生活課(TEL 053-457-2026)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）
趣旨・目的	現在の基本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間が満了するため、「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第6条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために見直しをします。
策定（見直し）に至った背景・経緯	現行計画は令和元年度末に計画期間が満了となるため、直近の犯罪動向を踏まえ、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画を策定します。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穩に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、市、市民、事業者などが協力、連携して、各種の取組みを進めることとします。
案のポイント （見直し事項など）	<p>【浜松市の犯罪の状況】 浜松市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。引き続き、市、市民、事業者、関係団体等が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>【基本理念】 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民自らの防犯意識を高める 2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる 3 子どもの安全の確保 4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる <p>【計画の取組み】 基本方針は変更せずに取り組む事業を充実させています。特に近年増加する特殊詐欺に対して、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しています。 防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。</p>

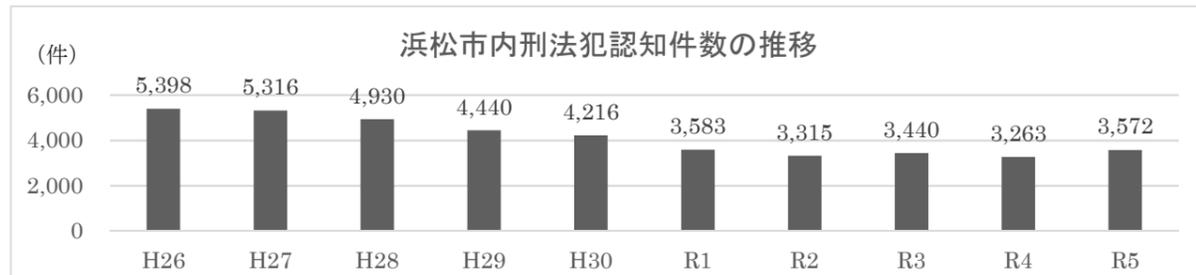
関係法令・ 上位計画など	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和6年11月～12月 案の公表・意見募集 令和7年2月 市の考え方を公表 令和7年4月 基本計画の施行

第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

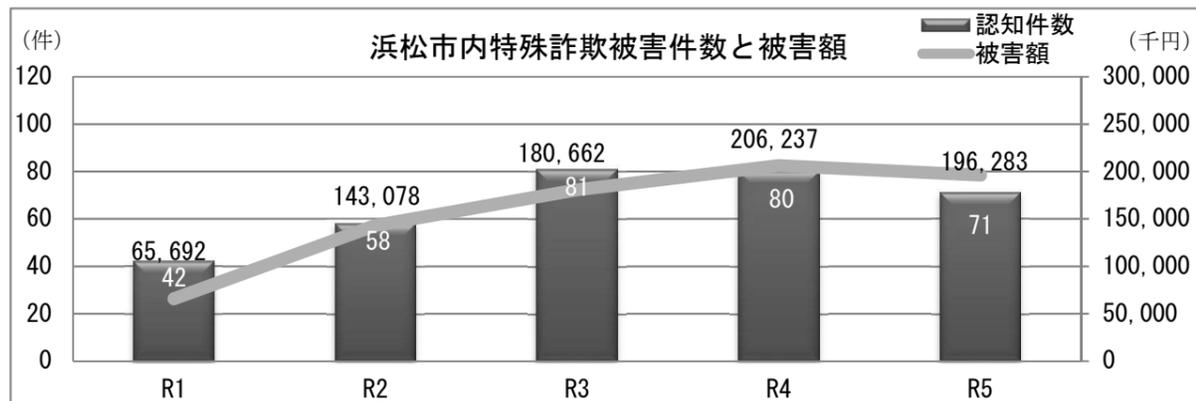
浜松市の犯罪の状況

本市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。刑法犯認知件数全体が減少する一方で、増加傾向にある特殊詐欺に対しては、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しました。

引き続き、市、市民、事業者、関係団体と協力し、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。



※令和2年から令和4年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請の影響があります。



安全で安心なまちづくりのためのそれぞれの役割

市民

防犯意識を高め、安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

市

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を図ります。

事業者

必要な防犯設備の設置など事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

基本理念 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

計画期間 令和7年度から令和16年度（10年間）

基本理念	基本方針	取組
犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	基本方針1 市民自らの防犯意識を高める	(1) 防犯意識を高める広報啓発 (2) 防犯力を高める情報発信 (3) 防犯力を高める教育
	基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	(1) 地域における防犯活動の支援 (2) 地域の安全を見守る活動の強化 (3) 協働による連携体制の充実
	基本方針3 子どもの安全の確保	(1) 地域と一体となった子どもの見守り (2) 子どもの安全に配慮した環境整備 (3) 子どもの防犯力の育成
	基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備 (2) 市民が行う防犯環境整備への支援 (3) 歓楽街等を対象とした環境改善 (4) DV（配偶者からの暴力）防止の啓発 (5) 再犯防止の推進

第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)」とは

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)

3. 案の公表先

UD・男女共同参画課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)、あいホールにて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	UD・男女共同参画課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 UD・男女共同参画課あて
③電子メール	ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2750(UD・男女共同参画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部UD・男女共同参画課(TEL 053-457-2561)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第4次浜松市男女共同参画基本計画（案）
趣旨・目的	すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成30年3月に策定した「第3次浜松市男女共同参画基本計画」が令和6年度末で期間満了を迎えます。これまでの取組の検証及び課題の抽出を行うとともに、今後見込まれる社会情勢の変化等を勘案し、令和7年度から令和11年度までの次期基本計画を策定します。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	平成30年3月に策定した「第3次浜松市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。「ジェンダー平等」の言葉は浸透し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取り組む事業者も増えてきましたが、法律や制度などの「形式的な平等」は進んできたものの、未だ性別により役割を決める固定的性別役割分担意識が根強く残っており、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。次期計画ではこれらの課題を踏まえ、男女共同参画の推進に取り組みます。
案のポイント （見直し事項など）	<p>【計画期間】 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度</p> <p>【基本目標】 「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高め合う創造都市浜松」</p> <p>【計画の柱】</p> <p>I ジェンダー平等意識の醸成 II 固定的性別役割分担からの脱却 III 安全・安心なくらしの実現</p> <p>第4次浜松市男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する計画として策定します。</p>
関係法令・ 上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・浜松市男女共同参画推進条例
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<p>令和6年11～12月 案の公表・意見募集</p> <p>令和7年1月 案の修正、市の考え方の作成</p> <p>令和7年2月 意見募集結果および市の考え方を公表</p> <p>令和7年4月 計画の施行</p>

第4次浜松市男女共同参画基本計画（案）

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

浜松市では、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、平成14（2002）年12月に「浜松市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。施策を計画的に推進するため、現在の第3次浜松市男女共同参画基本計画（H30～R6）の計画期間満了に伴い、第4次浜松市男女共同参画基本計画（R7～11）を策定します。

2. 現状と課題

近年、「ジェンダー平等」という言葉は浸透し、男女共同参画への意識が高まり、休暇取得促進や時間外労働短縮などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や、女性の就労継続・管理職比率向上などに努める事業者も増えてきました。しかし、法律や制度などの整備が進み、男女間の「形式的な平等」は進んできたものの、賃金格差が生じていることや家事・育児等の負担が女性に偏っていることなど、未だ「実質的な平等」とは言えない状況です。性別によって役割を決める固定的性別役割分担意識が社会に根強く残っていることが大きな要因であると考えます。

計画の概要

1. 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

2. 計画の位置付け

本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第3条における基本理念のもと、第12条第1項に基づき策定する基本計画です。また、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各種関連法に規定する計画として位置付けます。

— 浜松市男女共同参画推進条例【基本理念】 —
・ 個人の人権の尊重
・ 多様な生き方の選択
・ 政策決定等への平等参画
・ 家庭生活と他の社会生活の両立
・ 性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重
・ 国際的理解と協力

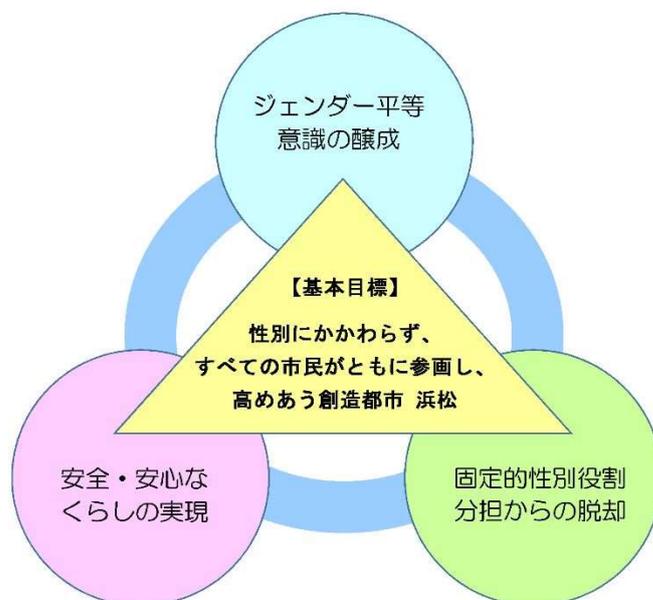
男女共同参画社会基本法
DV防止法
女性活躍推進法
困難女性支援法

第4次浜松市男女共同参画基本計画

3. 基本目標（目指す将来像）

「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」

「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心なくらしの実現」を計画の三本柱として、基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指します。



I ジェンダー平等意識の醸成

性別により役割を決める固定的性別役割分担意識は未だ根強く残っており、地域や行政、労働など、様々な分野で男性中心の組織づくりが行われていることから、女性の参画が遅れている状況です。性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実を図るとともに、政策・方針決定過程の場において女性が活躍できるよう女性の参画促進と人材の育成に取り組みます。

II 固定的性別役割分担からの脱却

少子高齢化や共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化が進む中で、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進は非常に重要なものであると考えます。それぞれが望むライフスタイルを実現するため、誰もが働きやすい職場環境づくりや男性の家事・育児参画の促進、女性が自分らしく活躍できるためのキャリアアップ支援等に取り組みます。

III 安全・安心なくらしの実現

近年、人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、不安定雇用による生活困窮、社会的孤立、DV、性暴力、健康問題など、市民が抱える問題は複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活に大きな影響を与えると同時に、今まで潜在化していた多くの課題を浮き彫りにしました。市民が安全に、そして安心した生活を送ることができるよう、様々な困難を抱える人への支援や理解の促進に取り組みます。

第4次男女共同参画基本計画 体系図



関連法

女性活躍推進法

困難女性支援法

DV防止法

浜松市スポーツ推進ビジョン

(第3期浜松市スポーツ推進計画)(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）計画（案）」とは

第2期浜松市スポーツ推進計画が計画終期を迎えるにあたり、近年多様化するスポーツに求められる役割を踏まえ、「スポーツが持つまちを元気にする力」を最大限に引き出し、地方創生の実現につなげるため、新たなビジョンを策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

スポーツ振興課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）、四ツ池公園（野球場、陸上競技場）、浜松アリーナ、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、サーラグリーンアリーナ（浜松市浜北総合体育館）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	スポーツ振興課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 スポーツ振興課あて
③電子メール	sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1391（スポーツ振興課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部スポーツ振興課（TEL 053-457-2421）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市スポーツ推進ビジョン(第3期浜松市スポーツ推進計画)計画(案)

1	ビジョンの策定にあたって	P 2
2	目指す将来像と必要な視点	P 2
3	将来像に向けた政策の方針	P 3～5
4	推進体制	P 6
	付属資料 政策体系表	P 7
	付属資料 スポーツ施設一覧表	P 8

●意見提出様式(参考)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 近年多様化するスポーツに求められる役割を踏まえ、「スポーツが持つまちを元気にする力」を最大限に引き出し、地方創生の実現につなげるため、新たなビジョンを策定するもの。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、健康の維持増進に加え、経済成長の牽引、インクルーシブ社会の実現など、スポーツに求められる役割も多様化している。 第2期浜松市スポーツ推進計画が終期を迎えるにあたり、ソフト事業とハード事業を一体的に示す新たなビジョンを策定することとした。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 策定にあたり、地域の関係者の議論を通じスポーツの「望ましい未来」を描き必要な政策を考える「シナリオ・プランニング」手法を活用するとともに、現状と課題を把握するための市民アンケート及び関係団体アンケートを実施した。 将来像の実現のために必要な視点を掲げるとともに、これまでの政策に加えて「『する』『みる』『ささえる』に横串を指す政策」及び「『スポーツの力』を生かす政策」を体系整理した。
案のポイント （見直し事項など）	①計画期間：2025年度～2029年度（令和7年度～令和11年度） ②目指す将来像：スポーツ文化都市・浜松 ③必要な視点：みんなで/様々な場で/持続可能なかたちで/楽しむ ④将来像に向けた政策の方針 (1)「する」「みる」「ささえる」の連鎖を生む政策 <ul style="list-style-type: none"> 分野1「する」スポーツ 分野2「みる」スポーツ 分野3「ささえる」スポーツ ・「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策 ・「スポーツの力」を生かす政策 (2)スポーツの基盤を支える政策 <ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針（効果・効率/安全・快適/民間ノウハウの活用） 利用圏域区分に応じた市有施設の整備運営方針 ⑤推進体制 連携、協働により将来像の実現を目指す （プラットフォーム構築）
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	案の公表、意見募集開始 令和6年11月15日 意見募集終了 令和6年12月16日 市の考え方公表 令和7年2月 施行時期 令和7年4月

浜松市スポーツ推進ビジョン

(第3期浜松市スポーツ推進計画)

(案)

1 ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の趣旨

- 本市では「スポーツ文化都市 浜松」を目指して「する」「みる」「ささえる」の三本柱によりスポーツ政策を展開してきました。
- 近年、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、スポーツに求められる役割も、健康の維持増進だけでなく、経済成長の牽引、スポーツを通じたインクルーシブ社会の実現など多様化しています。
- 「スポーツが持つまちを元気にする力」を最大限に引き出し地方創生の実現につなげることを目指し、スポーツに係るソフト事業とハード事業の方針を一体的に示す新たなビジョンを策定するものです。

(2) 計画期間 2025年度～2029年度（令和7年度～令和11年度）

(3) 計画の位置付け

- 本ビジョンは浜松市総合計画のスポーツ分野に関する個別計画として策定します。
- 施設管理については「公共施設等総合管理計画」と整合を図るほか、関連計画を踏まえ政策間の連携を図りながら計画を推進します。

2 目指す将来像と必要な視点

(1) 目指す将来像

スポーツ文化都市・浜松

年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もが身近にスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ環境が市民の間で文化として定着しており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」が相互に機能することにより、市民の活力が生まれ、にぎわいが創出されているまち

(2) 必要な視点

- 将来像の実現のため、必要となる視点を以下に整理します。

① みんなで (Everybody)

- 誰もが多様なスポーツに関わる機会の創出、障壁の解消
- 多彩な主体の連携による「する」「みる」「ささえる」の好循環創出
- DEI（多様性 Diversity、公平性 Equity、包摂性 Inclusion）の推進

② 様々な場で (Everywhere)

- スポーツ施設の計画的整備と管理運営
- スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 学校体育施設、その他公共施設、民間施設等の活用

③ 持続可能なかたちで (Sustainable Ecosystem)

- 資金、人材等スポーツを取り巻く課題への対応
- 次代を担う子どもたちの育成と環境づくり
- 地球温暖化対策（緩和・適応）、環境への配慮

④ 楽しむ (Enjoy!)

- スポーツ文化の定着を通じた地域活性化とシビックプライド醸成
- スポーツによる市民の幸福度（Well-Being）向上と社会課題解決
- 地域の資源と魅力を生かし、新しいこと、ワクワクすることに挑戦

3 将来像に向けた政策の方針

(1) 「する」「みる」「ささえる」の連鎖を生む政策

- 将来像の実現に向けた政策分野と重点的に取り組むポイントを整理します。

<付属資料：政策体系表>

分野1「する」スポーツ	
年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、市民が多様なスポーツに気軽に参加できる機会を創出します。次代を担う子ども達のスポーツ機会の充実、身近な地域、日常の暮らしの中でスポーツをする環境づくりを進めます。	
(1) 誰もがスポーツに親しむ機会の創出	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツイベントの開催やトレーニングプログラムの実施支援等を通じた、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わずスポーツに親しむ環境づくり ✓ 従来のスポーツからeスポーツ等の新しいスポーツまで、体験機会の増を通じた誰もが一緒に楽しめる多様なスポーツの普及と認知度向上
(2) 次世代のスポーツ機会の創出	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校体育等との連携による子どもの運動習慣確立と体力向上 ✓ 地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO等様々な主体の参画による子どもの個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大
(3) 地域でのスポーツ機会の創出	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育振興会など地域スポーツを支える団体や、地域スポーツ活動に参画する企業等の支援と連携促進 ✓ 学校施設など身近な場所の活用や、無理なく気軽に始められるスポーツの普及振興を通じた、日常の暮らしの中でスポーツをする機会の創出

分野2「みる」スポーツ	
スポーツ文化の定着を目指し、地域で活動するスポーツチームを応援する機運を醸成します。アスリートの競技を間近で観戦できる機会を創出し、市民のスポーツへの関心を高めます。	
(1) スポーツ観戦機会の増加	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 浜松市をホームとするプロスポーツチームや浜松ゆかりのアスリートの応援機運の醸成と連携事業の実施 ✓ 国際大会や全国大会等の大規模スポーツ大会や、ナショナルチーム・プロチーム・実業団等のトップアスリート合宿の誘致・開催支援

分野3「ささえる」スポーツ	
地域で持続的にスポーツを行っていくために不可欠な「ささえる」人材づくりに取り組みます。人材の資質向上、養成のほか、活動のきっかけ作りや情報提供などの環境づくりを進めます。	
(1) 人材の育成	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域スポーツのコーディネーター役となるスポーツ推進委員の資質向上と活動支援 ✓ 地域スポーツ指導者、市民ボランティアの育成と活動の環境づくり、マッチング機能の強化

「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策	
<p>スポーツの「する」「みる」「ささえる」の振興を通じた相乗効果を生み出すため、地域における連携、協働を促進する基盤（プラットフォーム）を整えるとともに、情報の効果的な集約と発信を図ります。</p>	
(1) 連携・協働・情報発信	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 異分野融合を促進し、ニーズとシーズのマッチングや、連携・協業の契機となるプラットフォーム構築と、連携、協働を推進する人材の確保・育成 ✓ スポーツの「する」「みる」「ささえる」に関する情報の集約、整理、SNS を含む各種メディア活用による発信の強化

「スポーツの力」を生かす政策	
<p>スポーツを通じた健康増進や精神的充足に加え、社会的つながりの確保、地域経済の活性化、スポーツを媒介とした社会課題解決など、スポーツが持つ様々な価値や効果を生かし、市民が幸福を実感できるまちづくりを推進します。</p>	
(1) スポーツの力を生かしたまちづくりの推進	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域資源を生かしたビーチ・マリンスポーツの振興やスポーツツーリズム・スポーツコンベンションの推進 ✓ 大規模スポーツイベントの誘致や企業やプロチーム等との連携による賑わい創出 ✓ ブラジルとのレガシー協定等を活用したスポーツを通じた他地域との交流促進
(2) スポーツの力による市民の幸福度（Well-Being）向上	
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツによる健康寿命の延伸を通じたウエルネスシティ（予防・健幸都市）の実現 ✓ スポーツを介した官民連携・協業の促進を通じた社会課題解決

(2) スポーツの基盤を支える施設

- (1)に掲げるソフト面の政策 及び 「浜松市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、スポーツ施設に係る基本的な方針を以下に定めます。

① 基本的な方針

- 効果・効率
 - ・ 施設の位置づけや利用実態、社会ニーズ等をふまえ、施設規模や機能の見直しを進めるとともに、施設の複合化や集約化、管理主体の変更など継続的に取組みます。
 - ・ 公共空間などの積極的な活用や、大学や企業との連携により民間が保有するスポーツ施設などの活用の検討や実証など、身近に利用できる施設の環境づくりを進めます。
- 安全・快適
 - ・ 施設の日常点検の確実な実施と危険箇所への対応、また、大規模施設や機械設備を有する施設においては、中長期の視点から計画的に改修を進めます。
 - ・ インクルーシブなスポーツ環境整備のため、施設のユニバーサルデザイン化と誰もが使いやすい利用環境の構築を推進します。
- 民間ノウハウの活用
 - ・ 大規模施設の改修や新設においては、PFI などの民間活力の活用手法の積極的な活用や、指定管理者制度の導入を継続するとともに、プロスポーツチーム等の連携による事業の充実など、民間事業者の知見を積極的に取り入れた施設の整備・運営を進めます。

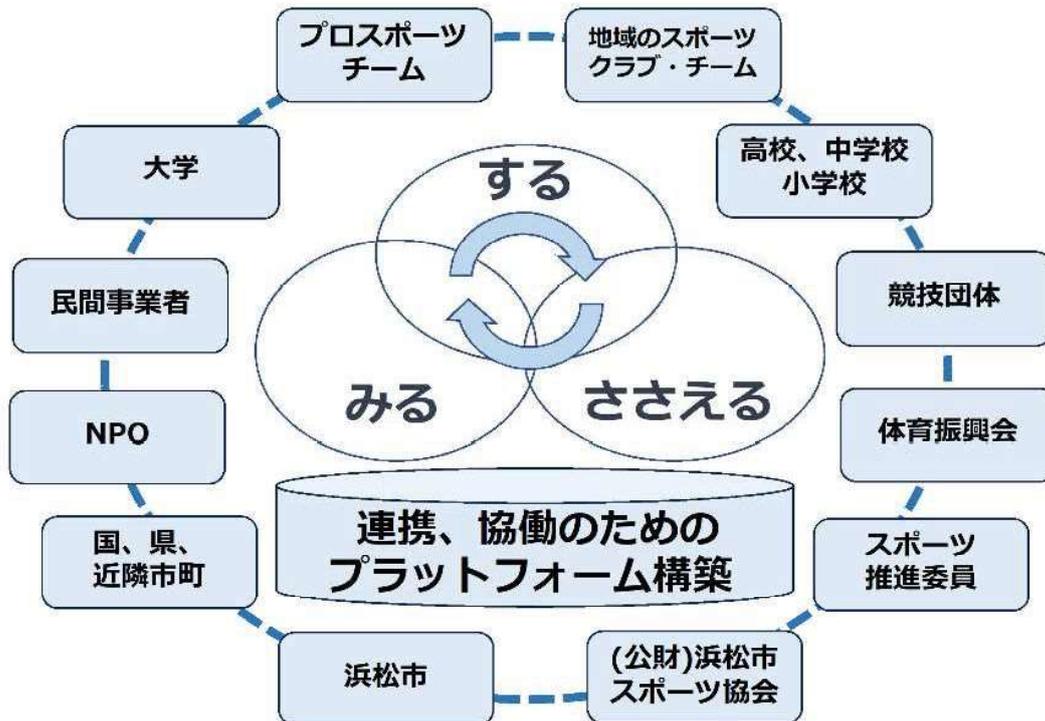
② 利用圏域区分に応じた市有施設の整備運営方針

<付属資料：施設一覧表>

ア 広域施設（市内だけでなく国内・外の利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 主に市内大会から全国大会、国際大会までの開催が可能な施設です。✓ プロスポーツや全国大会の基準を満たす高度なスポーツ環境を提供するとともに、「スポーツの力を生かした地域活性化」の拠点として、「する」「みる」「ささえる」の視点から、施設の持つ規模や機能を最大限に活かした地域活性化や交流人口に資する施設の運営を目指します。✓ プロスポーツチームや競技団体との連携強化等により、スポーツを「する」だけでなく、公式戦の誘致など「みる」環境整備や、合宿やアカデミー事業など「ささえる」の環境を有する複合型スポーツ施設の拠点化を目指します。
イ 市域施設（市域全体での利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 市民の日常的な生涯スポーツ活動や市内大会から全国大会規模の利用が可能な施設です。✓ 市域でスポーツを「する」「みる」「ささえる」の好循環を生み出す拠点施設として、それぞれの施設が有する機能を最大限に活かし、「する」「ささえる」の実践や支援につなげるソフト事業の充実を目指します。
ウ 地域施設（行政区域内程度の利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 市民の日常的な生涯スポーツ活動や地域大会から市内大会規模の利用が可能な施設です。✓ 特に、地域における「する」「ささえる」を重点とした拠点として、誰もが身近にスポーツを楽しむことができる事業の拡大や機会の創出を目指します。✓ 市民ニーズや利用実態、地域性などに十分配慮する中で、施設機能を維持します。
エ 生活圏域施設（中学校区内程度の単位）・コミュニティ圏域施設（主に自治会単位）
<ul style="list-style-type: none">✓ 主に日常的にスポーツの練習や競技指導など活動の場として利用する施設です。✓ 身近なスポーツを「する」「ささえる」拠点として、利用環境の向上を目指します。

4 推進体制

- 本ビジョンは、行政だけでなく、地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO 等との連携、協働により将来像の実現を目指します。
- 地域内における連携、協働を一層促進するため、それらの推進をマネジメントする人材を育成、確保するとともに、スポーツを通じて様々な個人や団体、大学、企業などをつなげるプラットフォームの構築を進め、新たな価値の創造や社会課題の解決を目指します。



浜松市スポーツ推進ビジョン付属資料：政策体系表

浜松市スポーツ推進ビジョン本書の記載内容			事業活動（アクティビティ）		
			※総合計画実施計画を活用し、毎年進捗管理を行っていく		
区分1	区分2	重点ポイント	大事業	中事業	小事業/事柄
分野1「する」スポーツ	1-1 誰もがスポーツに親しむ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントの開催やトレーニングプログラムの実施支援等を通じた、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わずスポーツに親しむ環境づくり ・従来のスポーツからeスポーツ等の新しいスポーツまで、体験機会の増を通じた誰もが一緒に楽しめる多様なスポーツの普及と認知度向上 	スポーツ普及・活性化事業		地域スポーツスタートアップ連携事業
			スポーツ普及・活性化事業		ゼロ・スタート・トレーニングラボ
			パラスポーツ推進事業		インクルーシブスポーツフェスティバル開催負担金
			スポーツ発信交流事業	浜松シティマラソン開催事業	浜松シティマラソン開催負担金
			生涯スポーツ振興事業	静岡県市町対抗駅伝競走大会事業	
	競技スポーツ振興事業	全国大会出場選手等激励事業			
1-2 次世代のスポーツ機会創出	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育等との連携による子どもの運動習慣確立と体力向上 ・地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO等様々な主体の参画による子どもの個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大 	競技スポーツ振興事業	ジュニアスポーツ育成事業	ジュニア強化練習会業務委託	
		競技スポーツ振興事業	ジュニアスポーツ育成事業	浜松市ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金	
		1-3 地域でのスポーツ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・体育振興会など地域スポーツを支える団体や、地域スポーツ活動に参画する企業等の支援と連携促進 ・学校施設など身近な場所の活用や、無理なく気軽に始められるスポーツの普及振興を通じた、日常の暮らしの中でスポーツをする機会の創出 	スポーツ普及・活性化事業	体育振興会等地域スポーツ普及事業
生涯スポーツ振興事業	小中学校スポーツ施設開放事業				
分野2「みる」スポーツ	2-1 スポーツ観戦機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市をホームとするプロスポーツチームや浜松ゆかりのアスリートの応援機運の醸成と連携事業の実施 ・国際大会や全国大会等の大規模スポーツ大会や、ナショナルチーム・プロチーム・実業団等のトップアスリート合宿の誘致・開催支援 	大型スポーツイベント等誘致事業		スポーツイベント等開催事業費補助金交付事業
			大型スポーツイベント等誘致事業		【ゼロ予算】プロスポーツチーム支援事業
分野3「ささえる」スポーツ	3-1 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツのコーディネーターとなるスポーツ推進委員の資質向上と活動支援 ・地域スポーツ指導者、市民ボランティアの育成と活動の環境づくり、マッチング機能の強化 	スポーツ普及・活性化事業		地域スポーツ指導者養成事業負担金
			生涯スポーツ振興事業	スポーツ推進委員活動支援事業	
「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策	4-1 連携・共創・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・異分野融合を促進し、ニーズとシーズのマッチングや、連携・協業の契機となるプラットフォーム構築と、連携、協働を推進する人材の確保・育成 ・スポーツの「する」「みる」「ささえる」に関する情報の集約、整理、SNSを含む各種メディア活用による発信の強化 	スポーツ普及・活性化事業		【新規】プラットフォームの構築
			スポーツ施設運営事業	(市内各スポーツ施設の管理運営)	
			スポーツ施設整備事業	浜松アリーナリニューアル整備	
			スポーツ施設整備事業	武道館整備	
			スポーツ施設整備事業	四ツ池公園運動施設整備	
			ビーチ・マリンスポーツ推進事業	管理運営事業	江之島ビーチコート整備・運営
			ビーチ・マリンスポーツ推進事業	管理運営事業	三ヶ日マリンスポーツ拠点整備
			「スポーツの力」を生かす政策	5-1 スポーツの力を生かしたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かしたビーチ・マリンスポーツの振興やスポーツツーリズム・スポーツコンベンションの推進 ・大規模スポーツイベントの誘致や企業やプロチーム等との連携による賑わい創出 ・ブラジルとのレガシー協定等を活用したスポーツを通じた他地域との交流促進
	5-2 スポーツの力による市民の幸福度（Well-Being）向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる健康寿命の延伸を通じたウエルネスシティ（予防・健康都市）の実現 ・スポーツを介した官民連携・協業の促進を通じた社会課題解決 	スポーツ普及・活性化事業		スポーツ健康相談事業
			スポーツ普及・活性化事業		【新規】プラットフォームの構築

浜松市スポーツ推進ビジョン付属資料： 令和6年度 スポーツ施設一覧表（56施設）

No	施設名	所在地	利用圏域		備考
			現行	R7～	
1	●四ツ池公園（浜松球場、陸上競技場）	中央区 上島六丁目19-1	広域		
2	●浜松アリーナ	中央区 和田町808-1	広域		
3	●古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)	中央区 篠原町23982-1	広域		
4	●浜松市武道館	中央区 西浅田2丁目3-1	市域		
5	●浜松市北部水泳場	中央区 高丘西4丁目7-1	地域		
6	●花川運動公園（庭球場）	中央区 西丘町724	市域		
7	浜松市半田山グラウンド	中央区 半田山三丁目1084-13	地域	生活	
8	●浜松市馬郡運動広場	中央区 馬郡町3785-1	地域	生活	
9	●浜松市雄踏総合体育館	中央区 雄踏町宇布見9981-1	地域	広域	
-	雄踏総合公園	中央区 雄踏町宇布見9981-1	-	広域	
10	●浜松市雄踏グラウンド	中央区 雄踏町宇布見9611-2	地域	生活	
11	●浜松市舞阪総合体育館	中央区 舞阪町舞阪2623-32	地域	市域	
12	●浜松市舞阪乙女園グラウンド	中央区 舞阪町弁天島3071	地域	生活	
13	●浜松市大塚グラウンド	中央区 大塚町安間川河川敷	地域		
14	●江之島アーチェリー場	中央区 江之島町1197	市域		
15	●江之島ビーチコート	中央区 江之島町1197	市域	広域	
16	●浜松市新橋体育センター	中央区 新橋町1-2	地域		
17	●浜松市瓜内スポーツ広場	中央区 田尻町28	地域	生活	
18	●可美公園（体育館、水泳場外）	中央区 増楽町920-2	地域	市域	
19	●浜松市沖洗運動場	中央区 若林町15-8	地域		
20	●サーグリーンフィールド(浜松市浜北平口サッカー場)	浜名区 平口3071-1	市域		
21	●サーグリーンアリーナ(浜松市浜北総合体育館)	浜名区 平口5042-133	市域		
22	サーグリーンアクア(浜松市浜北温水プール)	浜名区 平口5042-125	市域		(閉鎖中)
23	●浜松市浜北体育館	浜名区 西美園30	地域		
24	●浜松市高園ゲートボール場	浜名区 高園221	地域		
25	●浜松市サンライフ浜北	浜名区 竜南27	地域		
26	●浜松市浜北武道館	浜名区 竜南26	地域		
27	●天竜川運動公園(多目的広場ほか)	浜名区 中瀬・永島地先	地域		
28	●天竜川大平運動公園(多目的広場ほか)	浜名区 中瀬地内	地域		
29	●御馬ヶ池緑地(多目的広場ほか)	浜名区 於呂3732-1	地域		
30	●明神池運動公園(野球場、庭球場)	浜名区 宮口391-5	地域		
31	●梶池緑地(多目的広場)	浜名区 宮口4666-1	地域		
32	●浜松市細江総合グラウンド	浜名区 細江町中川2736	小規模等	地域	
33	●浜松市細江総合体育センター	浜名区 細江町中川2736	地域		
34	●浜松市引佐総合体育館	浜名区 引佐町横尾500	地域		
35	●浜松市奥山体育センター	浜名区 引佐町奥山1550-1	生活		
36	●浜松市引佐運動広場	浜名区 引佐町東黒田847-1	小規模等		R7～消防局へ移管
37	浜松市三ヶ日弓道場	浜名区 三ヶ日町三ヶ日121-26	地域		
38	浜松市三ヶ日運動場	浜名区 三ヶ日町字志1320-5	小規模等	生活	
39	●浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜名区 三ヶ日都筑3116-24	地域		
40	●浜松市天竜B&G海洋センター	天竜区 二俣町阿蔵330-2	地域		
41	●浜松市天竜体育館	天竜区 二俣町二俣501	地域		
42	●浜松市天竜武道館	天竜区 二俣町二俣557-1	地域		
43	●浜松市天竜庭球場	天竜区 山東2311-1	小規模等	地域	
44	●船明ダム運動公園	天竜区 船明2660	地域		
45	●浜松市天竜ボート場	天竜区 月969-1	地域		
46	浜松市天竜上阿多古運動場	天竜区 西藤平1555	小規模等	生活	
47	浜松市春野気田スポーツ広場	天竜区 春野町気田846	生活		
48	浜松市春野総合運動場	天竜区 春野町堀之内265-1	地域		
49	浜松市佐久間瞑想館	天竜区 佐久間町浦川2329-2	生活		
50	●浜松市水窪総合体育館	天竜区 水窪町地頭方241-3	地域		
51	浜松市水窪グラウンド	天竜区 水窪町奥領家3386-1	地域		
52	浜松市水窪テニスコート	天竜区 水窪町奥領家3401-1	地域		
53	浜松市水窪小畑プール	天竜区 水窪町奥領家3412-1	コミュニティ	地域	
54	浜松市水窪長尾プール	天竜区 水窪町奥領家3865-3	コミュニティ	生活	
55	浜松市龍山健康増進センター	天竜区 龍山町戸倉217-1	生活	地域	
56	浜松市龍山総合運動場	天竜区 龍山町戸倉239-3	地域		
その他	小中学校開放（体育館・グラウンド・武道館）		生活		140校
(● = 指定管理者制度導入施設)					
関連	公園施設等（グラウンド・テニスコート等）		地域・生活		